

第10回 高輪築堤調査・保存等検討委員会

日時：2021年10月6日（水）10:30～

場所：JR 東日本現地会議室

次 第

- (1) 開会
- (2) 第9回委員会（8/16）の議事録確認 【資料1】
- (3) 信号機跡部の移築方針について 【資料2】
- (4) 記録保存調査の状況報告 【資料3】
- (5) 高輪築堤跡の発掘調査現場見学会の報告 【資料4】
- (6) 調査概報の発行スケジュールについて 【資料5】
- (7) 史跡追加指定について 【資料6】
- (8) その他
- (9) 閉会

※なお、資料のなかで個人に関する情報や事業の関係等で非公開である情報については、一部表現を修正しています。

第9回 高輪築堤調査・保存等検討委員会

開催記録（案）

1 開催概要

- 日時：令和3年8月16日（月）10：00～12：00
- 場所：JR東日本現地会議室
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	・谷川 章雄氏（早稲田大学 人間科学学術院 教授）
委員	・老川 慶喜氏（立教大学 名誉教授） ・小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 情報管理部 担当部長） ※オンライン参加
オブザーバー	・文化庁 文化財 第二課 史跡部門 ・文化庁 文化財 第二課 埋蔵文化財部門 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区街づくり支援部 品川駅周辺街づくり担当 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・鉄道博物館 学芸部 ・東京都 建設局 道路建設部 道路橋梁課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部 ・東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道(株)	・東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部 ・東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部 他
サポート	・パシフィックコンサルタンツ(株)

（欠席委員：古関 潤一氏）

- 当日配布資料
 - ・ 次第
 - ・ 資料1：第8回委員会（7/16）の議事録確認
 - ・ 資料2：記録保存調査範囲の追加について
 - ・ 資料3：4街区と4-2街区の境界付近調査について
 - ・ 資料4：地質調査について
 - ・ <<速報>> 高輪築堤跡の調査

2 議事要旨

(1) 第8回委員会(7/16)の議事録確認

- 加筆・修正点がある場合は本会議の終了までに指摘をお願いします。特にないようであれば、確定とする。(委員長)
⇒配布した開催記録で確定
- 1/25 検討委員会資料「高輪築堤跡の調査の方針について」のHP公表資料についても、古いバージョンとなっているため、検討委員会で承認された資料に差し替えること。(委員長)

(2) 記録保存調査範囲の追加について

- 現状の見通しを説明した。今後資料2-1の調査範囲が変更になった場合は改めて検討委員会の了解を得る形で進める。(JR・UR)
- 現状、史跡指定の予定範囲の中に、記録保存の範囲は基本的にない。万が一、支障するようなことがあれば、更にもう少し工夫をして、まずは回避できないかを検討していきたい。それでも回避できないということであれば、また別途相談になる。(JR・UR)
- 資料2-1のとおり、記録保存の調査範囲について、前々回の検討委員会で確定した範囲から、さらに追加(SMWの範囲を含む)された。全体の調査スケジュールも、当然それに合わせた形で検討し直すことになる。(委員長)
- 追加された範囲は周知の埋蔵文化財包蔵地内であるため、URは通知、JRは届出が必要となる。提出をお願いします。(東京都)
- 現時点では、記録保存の調査範囲がさらに追加となることは想定していない。(JR・UR)
- 資料2-6について、以下の修正を行うこと。(委員長・港区)
 - 平面図にSMWの位置を追加
 - ③開業期山側石垣が①海側石垣法尻から「16.0m」⇒「17.5m」に修正
 - ピンクの破線を若干山側に修正(データは港区より送付)

(3) 4街区と4-2街区の境界付近調査について

- 信号機部分を含む30mの移築を前提とした調査について、空白部分ができない形で調査する必要がある点に関して、借地をして調査可能な範囲を広げることについては評価する。一方、80m部分(B-2区間)をどうするかという問題については、やや検討が必要である。どのような遺構が出てくるかを想定しながら、上手く知恵を出して、何らかの形で調査不可の部分をなくすことはできないか、検討させていただきたい。(委員長)
- 80m部分については、周辺の調査状況を踏まえ、現場で調査方法等を検討していく。(港区)

(4) 地質調査について

- 記録保存の範囲で実施するボーリング調査と、史跡指定の予定範囲で実施するボーリング調査は、目的が異なることを前提として踏まえていただきたい。(委員長)
- 記録保存の範囲の中で行うボーリング調査については、盛土の多様性を踏まえたデータを取得できる場所を検討すること、遺構を破壊しないことを前提とすることが必要である。p6 A~Dの場所が適切かについては、検討が必要である。(委員長)
⇒土留めを外す判断については現場の判断に任せるが、調査の承認は早めにいただきたい。(JR)
⇒若干の検討は必要であるが、実施の方向でよい。(委員長)
- 史跡指定の予定範囲で実施するボーリング調査については、強度の調査という目的や方向性は理解するが、遺構を壊さない形でボーリング調査を行うためのより詳細な検討(橋台の裏側の構造の類例調査等)が必要である。(委員長)
- 遺構を壊さないことを大前提とすべきである。現状危険性がある中で、慌てて調査する必要があるのかを含めて、慎重に検討した方がよい。(老川委員)
- 橋台の裏側は、階段状に段差をつけながら、ピラミッド状に傾斜をつけて積まれているのではないか。線路の中心線を狙ってボーリング調査を行えば、石に当たらないと思う。(小野田委員)
- 内部構造が分からない第7橋梁・橋台部について、必要最低限の調査を行うことで、意義のある有益な保存・公開ができればと考えており、調査に関して是非理解いただきたい。(JR)
⇒本委員会としては、基本的な趣旨は了解したが、もう少し検討が必要(遺構との関係の問題、事前の調査の必要性等)であると認識している。史跡指定の予定範囲に関しては、手続きを経る必要があると考える。(委員長)
⇒手続きについては、文化庁・東京都と相談し進めていく。(JR)
- スケジュールについて、道路との関係や、公開をどのような形でできるのかが今後の調整の中で大きな前提となる。委員の方々の意見を踏まえ、具体的な調査の方法や位置等、現場レベルを含めて勉強したい。適切な知見を得ることで、さらに前向きな検討をしていきたい。(JR)
- 資料4について、以下の修正を行うこと。(委員長)
 - 「移築保存箇所の検討に準用」や「現地保存箇所の検討に準用」の記載は削除(データの取得ができない場合も想定される中、後にデータをどのように活用したのかと問われた際、返答に窮する事態になりかねないため)

(5) その他

- <<速報>> 高輪築堤跡の調査について、出土遺物は、第一線のレールを交換した際(明治30年頃)に、第三線の方に捨てたものではないか。使用状態というものではなく、捨てられたという理解でよい。(小野田委員)
- 以前から何度も申し上げていたが、委員会の定例化(月1回)をお願いする。(委員長)

⇒他の委員のご意見をいただきながら、よりよい開催に努めていきたい。(JR)

- 現段階で史跡指定が目前にあるため、検出調査の状況や、その後の発掘調査の状況を踏まえ、調査概報をとりまとめることを考えていただきたい。できるだけ早い段階で公表していく必要がある。(委員長)

3 議事録

3.1 開会

- (事務局) 第9回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。
- ・ 出欠について
 - ・ 配布資料の確認
 - ・ 次第の説明

3.2 第8回委員会（7/16）の議事録確認

※事務局より説明：資料1（第8回委員会（7/16）の議事録確認）

- (委員長) 加筆・修正等、意見はあるか。私からは事前に指摘しており、修正済みであることを確認したが、他にあるか。これまでと同様、加筆・修正点がある場合は本会議の終了までに指摘をお願いする。特にないようであれば、確定とする。また、先ほど説明のあった「高輪築堤跡の調査の方針について」は、前回の検討委員会資料では、古いバージョンをベースとして加筆されていたため、最新バージョンに差し替えて加筆されたということである。一方、同資料について、HP 公表資料も、1/25 の検討委員会で承認された資料ではなく、委員会前の古いバージョンとなってしまう。資料アップロード前に私も目を通したが、見落としていた。長らく見逃してしまっていたが、誤りに気がついた以上は、HP 公表資料も、検討委員会で承認された資料に差し替えていただきたい。特に、会議の議事録や調査の方針等は、単なる委員会資料ではなく、基本的な文書として残っていく資料である。したがって、会議で何が議論されたかを後世に伝えていくための資料となるため、正確性を期したい。

3.3 記録保存調査範囲の追加について

※事務局・URより説明：資料2（高輪築堤の調査範囲について）

- (委員長) 質問・意見はあるか。基本的には当初の開発計画を見直し、できる限り遺構を保存する方向で検討いただいた。大変ありがたいことである。
- (東京都) 資料2-3について、口の字状の道路の下部の赤線が史跡指定の予定範囲だと思う。この中に2箇所、照明灯があるように見えるが、この位置は既定か。それとも、まだ検討の余地はあるのか。
- (UR) 照明ピッチの関係もあるため、完全になくすことはできない。概ね提

示したピッチで設置する必要があると思うが、最終的な位置については今後の調整となる。例えば、照明柱基礎が築堤に支障する場合は、照度を満足する範囲で築堤がない山側に寄せるなどが考えられる。もちろん、支障しないのであれば、一様に配置するのが照明設置上の理想ではあるが、場合によってはそのような検討が必要と考える。

(委員長) 基本的には、現状の見通しを説明いただき、今後変更になった場合は改めて検討委員会の了解を得る形で進めていただくということで、大変ありがたい。今うかがった史跡指定の予定範囲の中に、記録保存の範囲は基本的にないという理解でよいか。

(UR) 原則は手を加えない、という考え方で計画している。先ほどの質問にもあったが、万が一、支障するようなことがあれば、更にもう少し工夫をして、まずは回避できないかを検討していきたい。それでも回避できないということであれば、また別途相談になると思う。

(委員長) SMWを造成するところも記録保存の範囲に含まれるということか。

(UR) JRが担当する部分になるが、事前の調査が必要な中、土を垂直に残して確認することは物理的にも難しく、安全上の問題もある。そのため、このように斜めの範囲を記録保存とすることはやむを得ないと考えている。

(委員長) 資料 2-5・2-6 について、SMWの断面が緑色で示されているが、平面図にはその記載がなく、分かりにくい。例えば、資料 2-6 でいうと、断面図に示されている SMW の範囲を平面図に記載する場合、どこに当たるのか。黄色の範囲の外側を全て囲む形になるのか。

(UR) 黒の太線（道路線）の際になると思われる。

(委員長) 平面図と断面図で、黄色の範囲はおそらく対応していると思われる。SMW の緑線が道路際の黒の太線に重なる形で、さらに東側に延びるということか。

(UR) 道路際の宅地の中に施工される。

(委員長) その部分は、記録保存の範囲に含まれるということか。

(UR) 直接道路の整備に起因するものではないが、道路際で SMW を施工するため、その事前調査を実施すると、このような形にならざるを得ない。

(委員長) 黄色の範囲のみが記録保存の範囲ということになると、後に SMW の範囲はどうするのかという話になり、困る。SMW の範囲が断面図にしか示されていないが、平面図にも記載すべきである。そこを含め、記録保存の範囲ということによいか。

(事務局) よい。

(JR) 道路内のインフラには、UR が整備する道路・調整するインフラと、JR が整備する設備道路（地下洞道等）がある。前回の議論を受け、主に道路内の記録調査について、どこまで対応できるかを検討した結果である。資料 2-1 にあるように、宅地内については、道路と敷地の境

界に SMW を造成する形としている。史跡指定の予定範囲の中には、記録保存の範囲はない。構造検討等は今後の課題である。また、史跡指定の予定範囲では想定していないが、公開しようとした際、構造物が出土した場合の検討も、今後の課題と考えており、本日の委員会では示していない。

(委員長) 史跡指定範囲については、史跡指定がなされた後に、保存活用計画策定委員会等の委員会が設置される方向になるということであれば、そこでの議論となる。いずれ史跡指定されるという見通しの中、本委員会として、現状で判断する必要は特段ないと思う。今後、検討が必要となった場合には、本委員会ではなく、保存活用計画策定委員会等で議論いただくのが筋道として正しいと考える。

(UR) 資料 2-6 について、本日の委員会資料として SMW の位置を平面図に示すよう修正した方がよいか。

(委員長) 可能であれば、修正いただきたい。よろしく願います。

(港区) 資料 2-6 について、③開業期山側石垣が①海側石垣法尻から 16.0m となっているが、17.5m に修正をお願いしたい。また、ピンクの破線がもう少し山側になると思うため、修正いただきたい。修正後のデータは送付する。

(UR) 第 3 回委員会時点から新たに判明し、更新されたという理解でよいか。

(港区) その通りである。

(UR) 平面図と合わせて修正する。

(東京都) 資料 2-1 について、UR：ピンク色「現地保存・一部記録保存」、JR：青色「記録保存」と記載があるが、これについては周知の埋蔵文化財包蔵地内であるため、UR は文化財保護法第 94 条に基づく通知、JR は同法第 93 条に基づく届出が必要となる。港区教育委員会への提出をお願いしたい。

(JR) 承知した。

(委員長) 記録保存の調査範囲について、前々回の検討委員会で確定した範囲より、さらに追加されたということになる。前回の検討委員会でも発言したが、全体の調査スケジュールも、当然それに合わせた形で検討し直すことになると思うため、よろしく願います。現状、これ以上追加することはないか。

(JR) 1～4 街区については、現時点では想定していない。

(UR) 現時点ではない。

3.4 4 街区と 4-2 街区の境界付近調査について

※事務局より説明：資料 3（4 街区と 4-2 街区の境界付近調査について）

- (委員長) 質問・意見はあるか。以前から提起していた問題である。前回の委員会において、信号機部分を含む 30m の移築を前提とした調査について、空白部分ができない形で調査する必要があり、再度検討いただきたいと伝えた。借地をして調査可能な範囲を広げていただき、上手くいきそうである一方、80m 部分をどうするかという問題については、やや検討が必要である。実際、遺構がどのように出てくるかの想定も、判断の要素となる。今後、4 街区の調査が一定程度進んだ段階で、調査不可とされている範囲の遺構の想定がより正確についてくると思う。借地をした場合の調査は、4 街区の調査より後になるか。
- (事務局) 手続きや説明に時間を要するため、先行で海側から行き、後追いの形で実施していきたい。
- (委員長) できる限り連続して実施したいということか。
- (事務局) その通りである。
- (委員長) 4-2 街区について、最終的に現状のビルは除却し、新しい建物を建設することになるのか。
- (事務局) 再開発区域外の建物はそのまま残る。
- (委員長) 全部除却するのであれば、更地にしてから調査できないかと思ったが、難しいことを理解した。現状、このように努力して対応いただいたことに大変感謝する。問題は、80m のうち調査が難しい部分に関して、どのような遺構があるか確認することが必要である。上手く知恵を出して、何らかの形で調査不可の部分をなくすことはできないか、検討させていただきたい。港区・東京都から意見はあるか。
- (港区) 周辺の調査が進行する中で、方法が見つかるかもしれない。現場と相談させていただきたい。
- (委員長) 引き続き検討すべき問題はあるが、かなり解決の糸口が見えてきて、大変ありがたい。この方向で進めていきたい。

3.5 地質調査について

※JR より説明：資料4（高輪築堤の地質調査について）

- (委員長) 質問・意見はあるか。
- (UR) p13 について、調査箇所をかなり縮小しているが、古関委員は了解されているのか。
- (事務局) 本数等も確認いただき、これであれば必要最小限の調査になるということで、古関委員にも監修いただいた。
- (委員長) 少し整理が必要な点がある。記録保存の範囲で実施するボーリング調査と、史跡指定の予定範囲で実施するボーリング調査は、目的が異なることを前提として踏まえていただきたい。調査の方針の中に、試験

を行うという文言が入っていることを受けて、記録保存の範囲でこのような調査を実施することはよいと思う。ただし、p6 A~Dの場所が適当かについては、検討が必要である。築堤全体の盛土の構造は、全て一様でなく、土の質が全く異なる。それをある程度前提とした箇所ではボーリング調査を行わないと、盛土の多様性を踏まえたデータを取得できない。また、盛土の中から遺構が出土している。場所によって、4街区では土留めを3列確認している。土留めを抜くような形でボーリング調査を行うことはできない。最終的に開発で壊されてしまう前に、造られたものの状況を記録するという記録保存の趣旨からいって、記録保存の精神に抵触する形のボーリング調査は避けていただきたい。ボーリング調査のポイントをどこに設定するかは、かなり重要である。周辺の調査を行っていく中で、土留めがないであろう箇所を狙ってボーリングを打つことが必要である。現場の判断になると思う。非常に密な盛土のある遺構が出土した場合、結果的にボーリングを打つことはできないということもあり得る。遺構を壊さないことが前提である。p6の図を見ると、4街区に「移築保存箇所の検討に準用」と記載があるが、移築保存の時に、土質を調査する必要があるかは検討中である。先日議論したが、4街区の土を移築先に同じように積み直すことは、現実問題として難しいと思う。データの取得ができる場合も、できない場合もある。目的を削除しておかないと、後にデータをどのように活用したのかと問われた際、返答に窮する事態になりかねない。記録保存の範囲の中で行うボーリング調査については、盛土の多様性を踏まえたデータを取得できる場所を検討すること、遺構を破壊しないことを前提とすることが必要である。一方、地質調査を実施することとなった出発点である、史跡指定の予定範囲の地質調査について、強度の調査という目的から、基本的には必要と理解できる。しかし、橋台部のボーリング調査について、橋台の中に何らかの構造物がある場合、破壊することにならないかが非常に危惧される。大きいものでφ116mm、小さいものでφ66mmのボーリングを打ってよいのか、判断が非常に難しい。内部にどのような遺構があるかよく分からない現状においては、慎重に考えて、橋台の内部の構造を一定程度想定する必要がある。また、場所の適当性も検討する必要がある。強度を調査するためには合理的な場所であるが、遺構との関連の中で本当によいのかという点からは疑問がある。基本的にボーリング調査は、遺構を壊さない形で行うことが前提であり、もう少し検討を重ねていく必要がある。方向性や目的については、理解する。史跡指定の予定範囲に関して、例えば、「このようなボーリング調査が正しい」というような判断を本委員会がすることは、権限を逸脱している。ただし、現状は史跡指定の前の段階であるため、本委員会としては、方向性は基本的に理解す

るが、遺構を壊さない形でボーリング調査を行うための詳細な検討が必要であるということとしたい。小野田委員におうかがいしたいが、橋台の内部の構造はどのようなものを想定したらよいか。

(小野田委員) 橋台の表側は垂直に石が積んであるが、裏側は階段状に段差をつけながら、ピラミッド状に傾斜をつけて積まれているのではないか。通常の石積みやレンガ積みの橋台は、概ねそのような構造になっており、おそらく同様の構造ではないかと思う。表側はコの字であるが、裏側は、絵に描いてあるように同じ厚さの石積みがコの字になっているのではなく、傾斜がついて、段差をつけながら積んである。今回のボーリング調査は、線路の中心線辺りを狙って打つということか。

(事務局) その通りである。

(小野田委員) 中心線を狙えば、石に当たらないと思う。少しずつ、橋台の背面の石に当たる可能性はあると思う。橋台の背面がそのような構造になっているかどうかは私の想像であるため、ボーリング調査をすれば確実に分かる。ただし、橋台の背面を一部貫いてしまう形にはなる。それは避けて、線路の中心線とし、石に当たらないようにということか。

(委員長) 地質調査と記載しているが、盛土の強度を把握することが想定されている。裏側に階段状の石積みがあるとすると、想定が変わってくるのではないか。小野田委員の意見を含め、橋台の裏側の構造の類例を調査して、ボーリング調査の箇所を検討する必要がある。

(老川委員) 構造の内部は分からないが、様々なことが想定される。委員長がおっしゃる通り、遺構を壊さないことを大前提とすべきである。現地保存となったものが、調査によって壊されてしまっただけでは元も子もない。現状危険性がある中で、慌てて調査する必要があるのかを含めて、慎重に検討した方がよい。

(JR) 史跡指定の予定範囲の調査を慎重に検討すべきということは、理解できる。記録保存の範囲における地質調査については、今回の調査を行うことで、150年前の技術が分かり、文化財としての価値が向上するという意味で、是非実施したい。工程等を含め、現場と調査箇所に関するやり取りを行ったうえで、現状 p6 A~D を設定している。委員長より、場所によって盛土が異なるという話があったが、文献によると、大木戸から2つの工区に分けたという記載がある。盛土は、現在でも標準図を作成し、それに合わせて現地で造成する形となっている。記録保存として調査を行う必要はあると思うが、今の造り方から考えても、すべての箇所で地質調査を行い、物性値を細かく測るということは無理がある。そのような観点から、2つの工区であることを加味したうえでおよそ適当な位置として、A~D を設定した。記録保存の範囲について、早い段階で調査することが必要である。土留めを外す判断については現場の判断に任せるが、調査の承認は早めにいただきたい。

- (委員長) 記録保存については、現場の進捗状況に合わせる必要がある。これまで堤防等の調査において、地質調査を行ったことがあまりないため、是非実施していただきたい。記録保存に関しては、若干検討は必要であるが、実施の方向でよい。ただし、目的に関して、「移築保存箇所の検討に準用」や「現地保存箇所の検討に準用」の記載は削除し、記録保存の一環の中で実施するということにすべきである。
- (UR) p3 の左上図について、公開の方法に関する議論は今後行うことになるかと思うが、仮に公開するとなった場合、公開の形状とURが実施する道路の設計は一体のものとなると思うため、我々としても、築堤内部の強度を知りたい。場所の詳細な検討はこれから行うことになると思うが、p7にある通り、基本的には前後の関係から遺構を壊さないよう現地で確認しながら、調査を実施するという事で、了解を得たという認識でよいか。
- (委員長) 記録保存の範囲については、その通りである。史跡指定の範囲については、橋台の内部の構造を調査したうえで、ボーリング調査を行ってよいか判断する必要がある。史跡指定されていく中で、現状変更をどうするかというレベルで議論が必要である。史跡指定の答申が目前に実施されるようである。本委員会としては、基本的な趣旨は了解したが、もう少し検討が必要であると認識している。史跡指定の範囲に関しては、しかるべき委員会で判断していただくのがよい。
- (JR) 一定の理解に感謝する。これまでご説明してきたとおり、壊すことが目的ではなく、内部構造が分からない第7橋梁・橋台部について、必要最低限の調査を行うことで、意義のある有益な保存・公開ができればと考えており、調査に関して是非理解いただきたい。スケジュールについて、道路との関係や、公開をどのような形でできるのかが今後の調整の中で大きな前提となる。委員の方々の意見を踏まえ、具体的な調査の方法や位置等、現場レベルを含めて勉強したい。適切な知見を得ることで、さらに前向きな検討をしていきたい。
- (委員長) 調査の趣旨は理解した。遺構との関係の問題、事前の調査の必要性に加え、史跡指定の予定範囲については手続きを経る必要があると考える。
- (JR) 手続きについては、文化庁・東京都と相談しながら進めていく。

3.6 その他

※港区より説明：資料5（高輪築堤跡の調査）

- (委員長) 小野田委員からコメントあれば、いただきたい。
- (小野田委員) 非常に貴重なものが発見されたと思う。第三線に捨てられた状態で埋

- まっていたのか。それとも置いてあった状態だったのか。
- (港区) 第三線の石垣の裏側に、廃棄されたような形で出てきた。
- (小野田委員) おそらく双頭レールは、開業時の第一線には使用されたが、第二線以降は使用されていないはずである。第一線のレールを交換した際に第三線の方に捨てたものが、出土したのではないかと想像している。使用状態というものではなく、捨てられたという理解でよい。
- (老川委員) 「IJR」の刻印は何か。
- (小野田委員) 復元されているものと、汐留から出土したものに「IJR」の刻印がある。おそらく「Imperial Government Japan Railway」の略だと思う。チェアの輸入は、明治に入って数年続くが、明治10年程で途切れる。第一線のレールは、明治30年頃に交換したのではないかと想像する。それに関しては少し調べてみる。
- (委員長) 他にあるか。検討委員会の日程について、事業者と我々のスケジュールが合わないことが多く、調整が難しい状況があった。私としては、月1回の定例としたい。本日は現場の状況をほとんど伝えられなかったが、4街区の北側で橋台のようなものが発見されるなど、刻々と状況が変わっている。非常に複雑な構造で、金太郎あめの真逆であることが分かってきている。皆様とできる限り情報を共有し、委員の方々からコメントをいただき、よりよい調査に結びつけていきたい。また、打ち合わせの時にも申し上げたが、現段階で史跡指定が目前にあるため、検出調査の状況や、その後の発掘調査の状況を踏まえ、調査概報をとりまとめることを考えていただきたい。どのような調査が行われているのかについて分かる資料が、現状、見学会資料しかない。港区から意見具申された文書は、かなりきちんとした報告書になっていると思う。それをもとにししながら、調査概報を是非作成いただき、できるだけ早い段階で公表していく必要がある。
- (JR) 本委員会の定例化については、他の委員の方々の意見をいただきながらと思う。ただし、委員会の目的がある程度絞られているこの段階において、定例化の必要はあまりないと認識している。記録調査に関する進捗の周知の方法、それに関する意見の集約の方法等を含め、築堤の調査・保存にふさわしい委員会の開催について、意見をいただきながら調整していきたい。
- (委員長) 今回の委員会の開催について、事務局より8/5という希望があったが、我々の都合や委員会の運営の観点から、無理と判断した。事務局の都合で委員会の日程を設定されても、我々は困る。定例化の話は、以前から何度も申し上げていたことであり、是非実現をお願いしたい。議論しなければいけないことは多々ある。これは委員長からのお願いである。
- (JR) 事前の調整で様々に失礼があり、申し訳なかった。委員長からの提案ということで、他の委員のご意見をいただきながら、よりよい開催に

努めていきたい。

3.7 閉会

- (事務局) 本日いただいた調整課題については、検討する。次回については、今の話を踏まえて別途調整する。
- (委員長) 文化庁・東京都・港区から、できればコメントをいただきたい。
- (文化庁) 本日、高輪築堤の4街区の調査について、詳細に検討いただき、プロセスを含め丁寧な説明をいただき、感謝する。遺跡の取扱いについては、様々な方から注目されているため、1つ1つ丁寧に検討したという実績を記録として残しておく必要がある。また、発掘調査について、コロナや調査区等、特有な事情があり、多くの方々に見ていただくのは難しい状況にある。しかし、これだけ注目度が高い遺跡であるため、しっかりとした発掘調査を行い、必要な記録を確実に取得したという実績を残す必要がある。調査の進捗、遺跡の状況は刻一刻と変わっていくため、情報を委員会の委員の方々とは共有しつつ、その時々にはふさわしい調査手法を検討しながら、しっかりとした発掘調査を進めてほしい。
- (東京都) 現地保存の範囲の拡大について、綿密に検討いただき、感謝する。また、4街区についても、借地まで検討いただき、ありがたい。地質調査(ボーリング調査)について、課題は残ったが、手続きについては、JRと検討し、委員長に相談する。
- (港区) 記録保存調査に、随分協力いただき感謝する。前回の委員会で話題にあがった、記録保存調査の見学会の開催について、JRと協議を進めている。9月の開催に向け、協力いただく旨、調整中である。決定したら報告する。
- (事務局) 第9回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を閉会する。

以上

4街区 信号機土台部の移築について(案)

コンセプト

<位置>

品川駅からの距離がなるべく変わらないように現地から近い広場に移築します

<移築後の目指す姿>

明治5年の鉄道開業時の姿を目指し、信号機も含め復元します

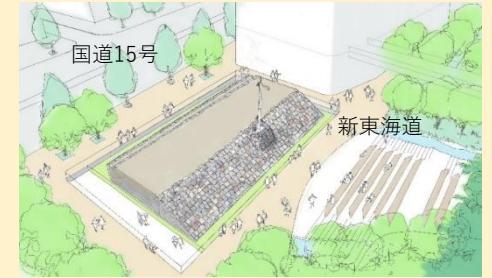
<文化財として広く周知>

表層の石やバラスト部を可能な範囲で復元を検討します

端部は断面が分かるような見せ方を検討し、当時の土木技術、鉄道技術を広く周知します

<まちづくりの核として>

明治のイノベーションの象徴として、歴史の伝達(歴史性・物語再現)をするため
キネティック・アートとして信号機が動く様子を多くの人に見て頂きます



視点①より見る



視点②より見る



記録保存調査に追加実施する調査

- ①3Dレーザー測量器にて、築堤石や杭の表層の座標データを記録します
- ②復元するため、築堤石を丁寧に取り外し、保管します(約30m相当分)
- ③移築時の再現のための資料として、内部の土や遺構を一部サンプリングします



取得済みの3D点群データ

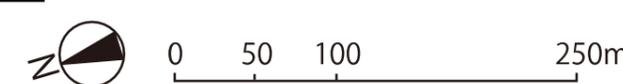
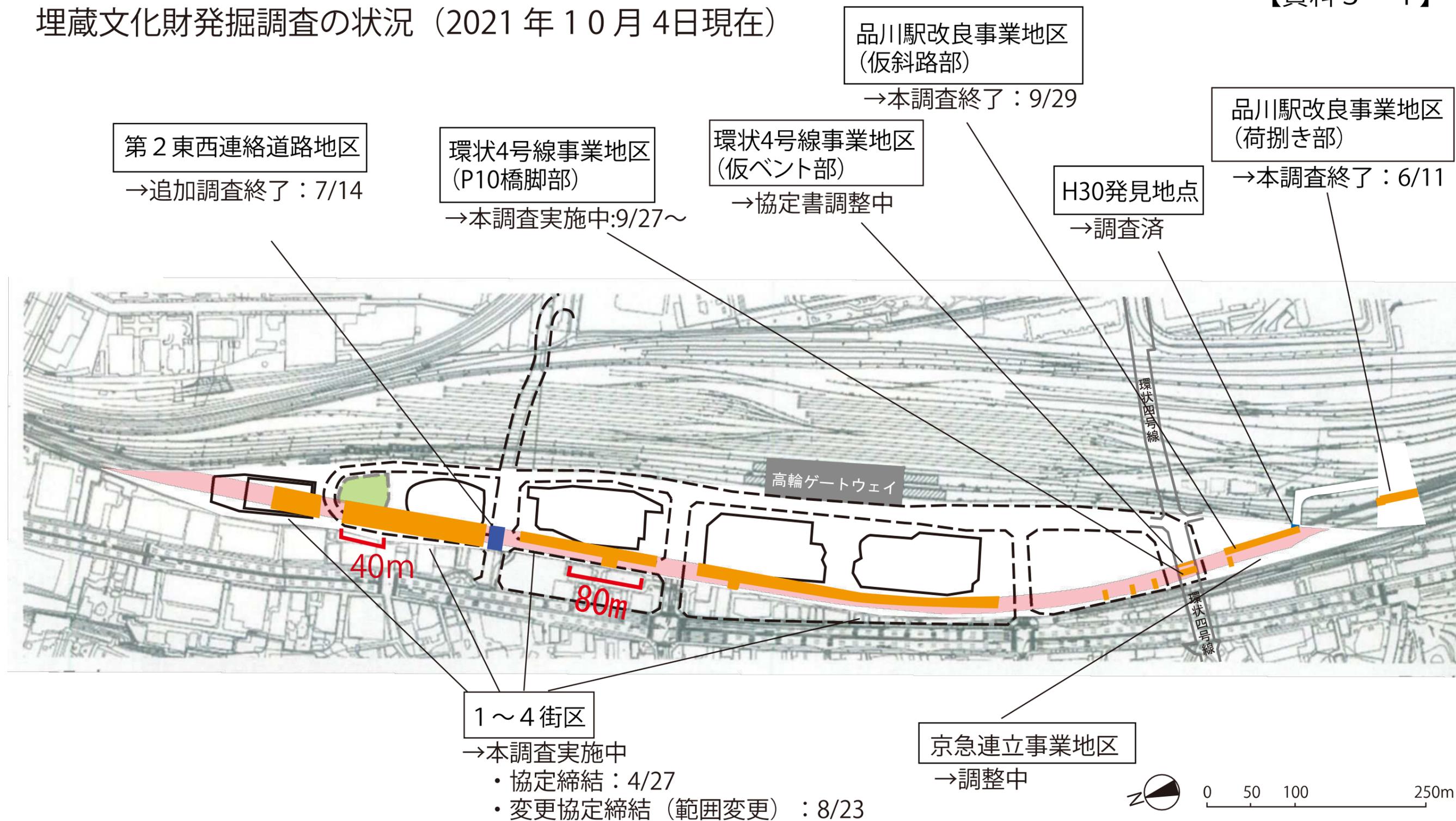


明治30年代に高輪築堤に設置されていた信号機



信号機土台部の様子

埋蔵文化財発掘調査の状況（2021年10月4日現在）



高輪築堤跡(港区No.208)埋蔵文化財調査の進捗について

2021(令和3年).10.4現在

地 点	協定日	着手日	区割り	海側石垣		築堤上面 (バラスト)	築堤内部 芯材	山側石垣		終了確認日	保存関係	調査特記内容	備 考
				開業時 石垣等	波除杭			開業時 石垣等	3線時 石垣等				
1街区	4/27 8/23 (変更協定)	5/24	A~D (4区)	○	○	○	○	未確認	○	A・C区山側3線化 時石垣・C区道路 部分(8/27) B区山側3線化時 石垣(9/24)	・笠石?出土	8/23の変更協定によってD区追 加	
2街区		6/21	A~E (5区)	○	○	○	○	未確認	○	A区 (40m史跡指 定9/17告示)	・築堤上面のまくら木痕 ・双頭レール出土	8/23の変更協定によって一部追 加	
3街区		5/24	A~D (4区)	○	○	×	○	○ (3A)	○	E区(9/6) D区 (第7橋台含む 80m史跡指 定9/17告示)	・第7橋台(D区)	8/23の変更協定によって一部追 加	
4街区		5/17	A~I (8区)	○	○	×	○	○ (4A)	○ (4A)	H区 (9/30) E区 (信号機跡含 む30m移築保 存)	・海側石垣上に張り出し部を 確認(信号機跡か) ・B区山側で横仕切堤確認 ・まくら木付チェアー出土	4Bの民地側(4-2街区)部分を一 部先行調査	
京急連立事業地区	調整中										・試掘調査により築堤山側 が大きく土壌改変されている ことを確認(明治30年まで)		
環状4号線事業地区	9/27	9/27			○ (仮ベント部)	○	未確認				・同上		
第2東西連絡道路地区	20/9/1 11/10 (変更協定)	20/9/1		○	○	×	○	○	○	20/12/22	法面下追加調査 7/1~7/14(終了確認済)	記録保存調査終了	
品川駅改良事業地区	仮斜路部	2/26		○	○					9/29		記録保存調査終了	
	荷捌き部	3/1		○	○					6/11		記録保存調査終了	
《 凡例 》 ○:残存確認 ×:削平等により取り除かれている 未確認:残存が想定できるが未確認である /:調査範囲外			《 成果の要点 》 ・海側の石垣はほぼ開業期の姿で残っている ・山側の開業時の石垣は、第7橋台を挟む南北の横仕切堤の間で確認されているが、そのほかの地区では未検出である ・築堤とともに第7橋台及び信号機跡が確認されている ・築堤は4街区の信号機部で湾曲するが、その南北は直線的に伸びている ・山側は3線時に拡張されている ・築堤構築の変遷と内部構造を確認中										

1街区全体図



①1A区北壁土層断面



②1A区海手側裏込め石確認状況



③1C区留め杭・控え杭検出状況



④1D区出土 築堤の笠石か？
(L≒82cm、W≒31cm、H≒33cm)

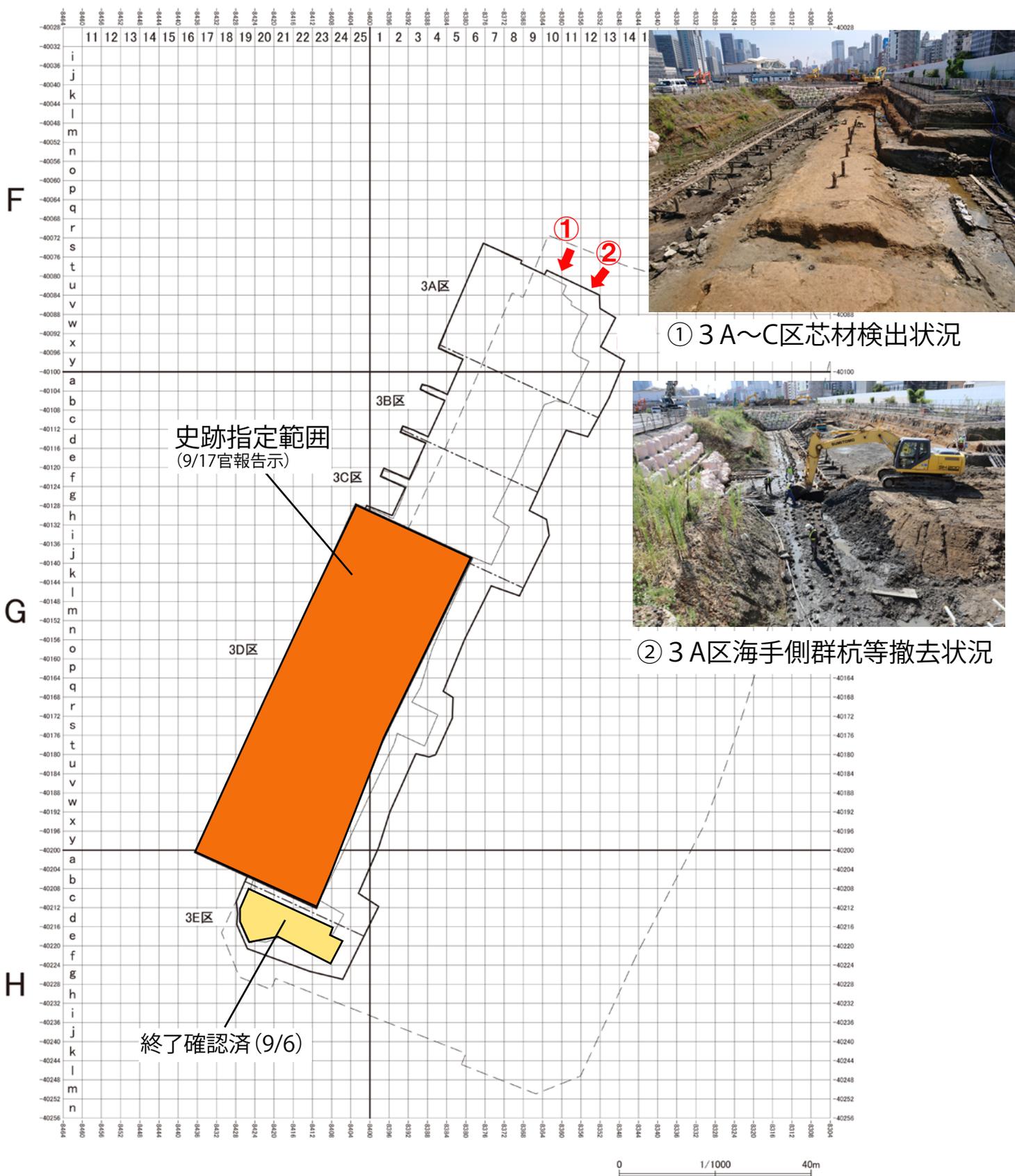


3街区 全体図

【資料3-5】

3

4

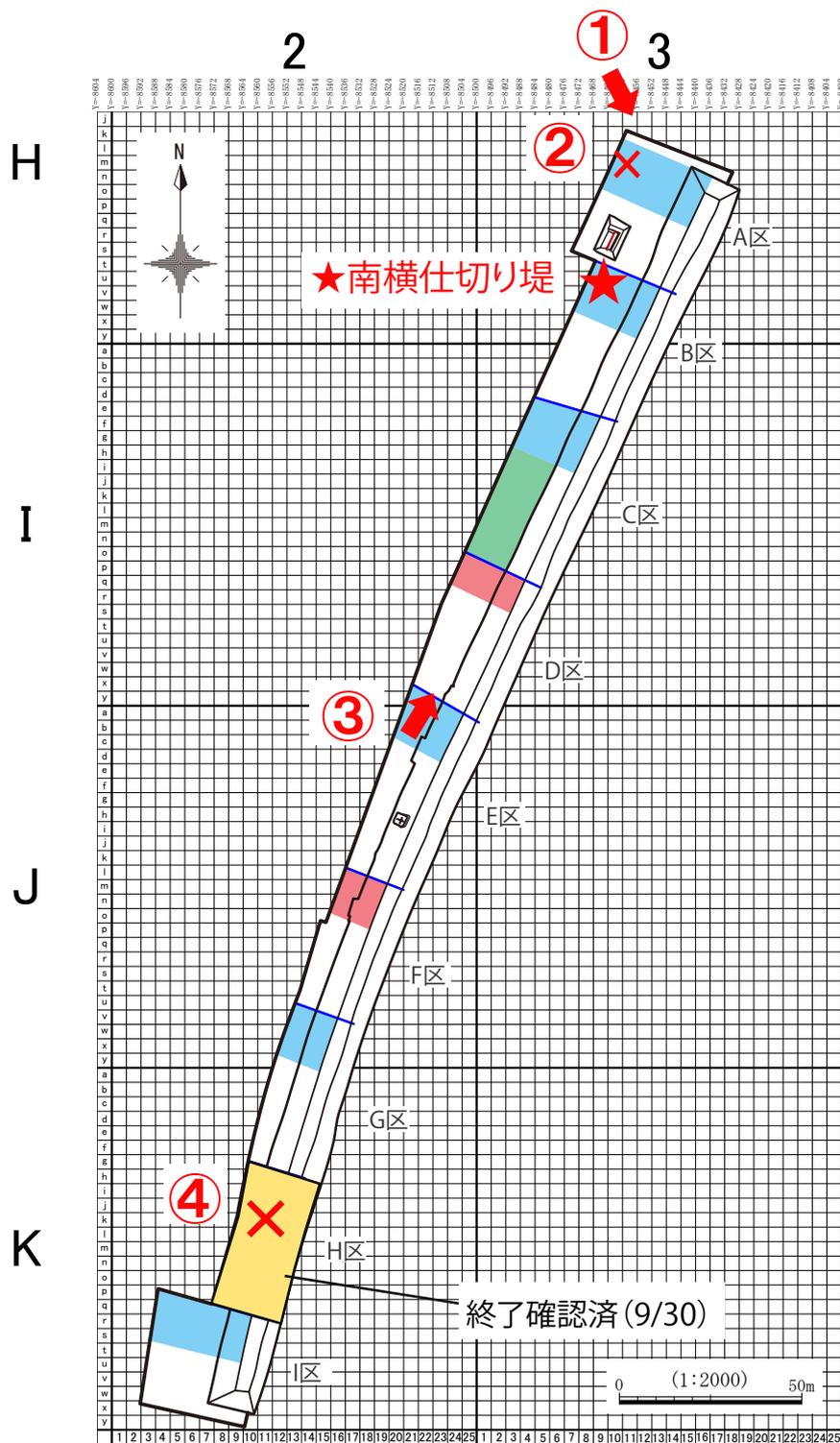


① 3A~C区芯材検出状況



② 3A区海手側群杭等撤去状況

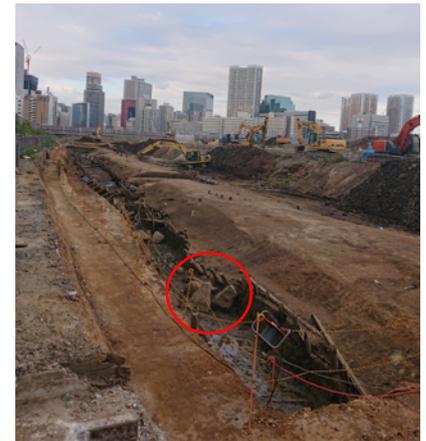
4街区全体図



①4A区開業時山側石垣検出状況



②チェア付き枕木



③山側土留め材検出状況 (○印部分は間知石)



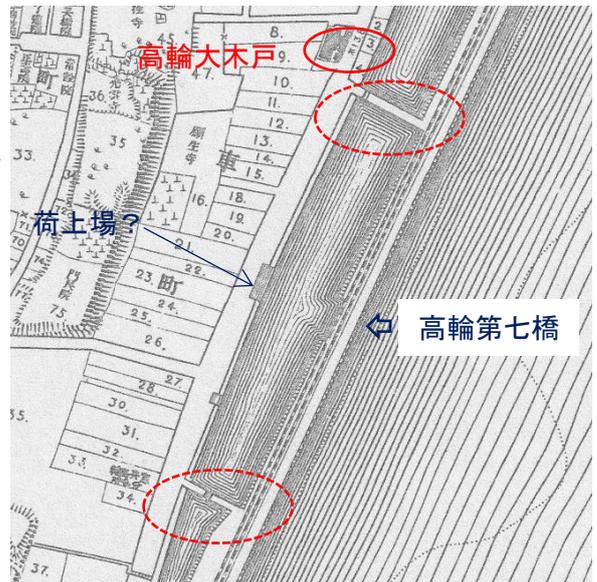
④墨書のある土留め材 (「吋」(インチ)の文字あり)

- 凡例
- 断ち割り範囲
 - 断ち割り予定範囲
 - バラスト下部遺構調査



写真上: チェアのついた枕木 (L≒230cm, W≒22cm, H≒10cm)
 写真下: 双頭レール (L≒161cm, W≒11.5cm, H≒6cm)
 ※9/19(日) 見学会で展示

4 街区における南横仕切堤の発見について



地名	工業名目	間坪数作品	高長幅丈	換算
高輪第七橋 汐入内	左右裏石垣	長百四十間 高一間		254.5m 1.8m
	北横仕切堤	長三十間 高同 上巾同		54.6m 2.58m 3.6m
	南横仕切堤	長二十五間 高八尺五寸 上巾二間		45.5m 2.58m 3.6m
同所 高輪第八橋 汐入内	同	長百十間 高一間		200m 1.8m
	同	長四十間 高八尺五寸 上巾二間		72.8m 2.58m 3.6m
	同	長四十七間 高十尺 上巾三間		85.5m 3m 5.5m
同新堤	亀服石垣	長九百七十七間半		1,779m

大島盈株 1899「從東京新橋至横濱野毛浦鐵道諸建築費用項目」『帝國鐵道協會會報』第一卷第四号 より抜粋加筆

【検出状況】



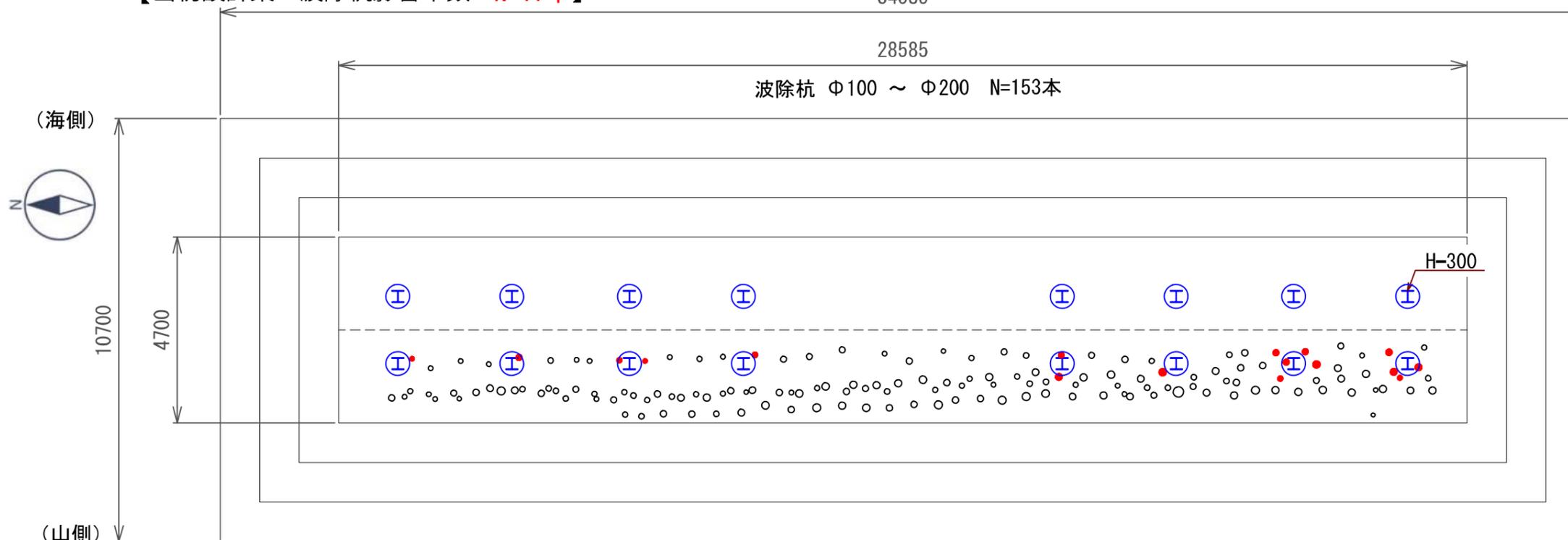
【参考】
周辺工事エリア内において、北横仕切堤の一部とみられる石積みを確認 (9/8)。

明治 20 年「内務省実測 東京五十分ノ一全」(部分)

【環状第4号線】 B2ベント部 波除杭とベント支持材の関係図 S=1:60

・ベント杭は先行オーガ削孔を予定
 ・波除杭の鉛直性を考慮し、オーガ削孔の範囲(Φ600mm)から各波除杭の径と同等の離隔が確保できない波除杭を影響する杭として設定

【当初設計案 波除杭影響本数 N=17本】



○ : 波除杭
 ● : ベント杭が影響する波除杭

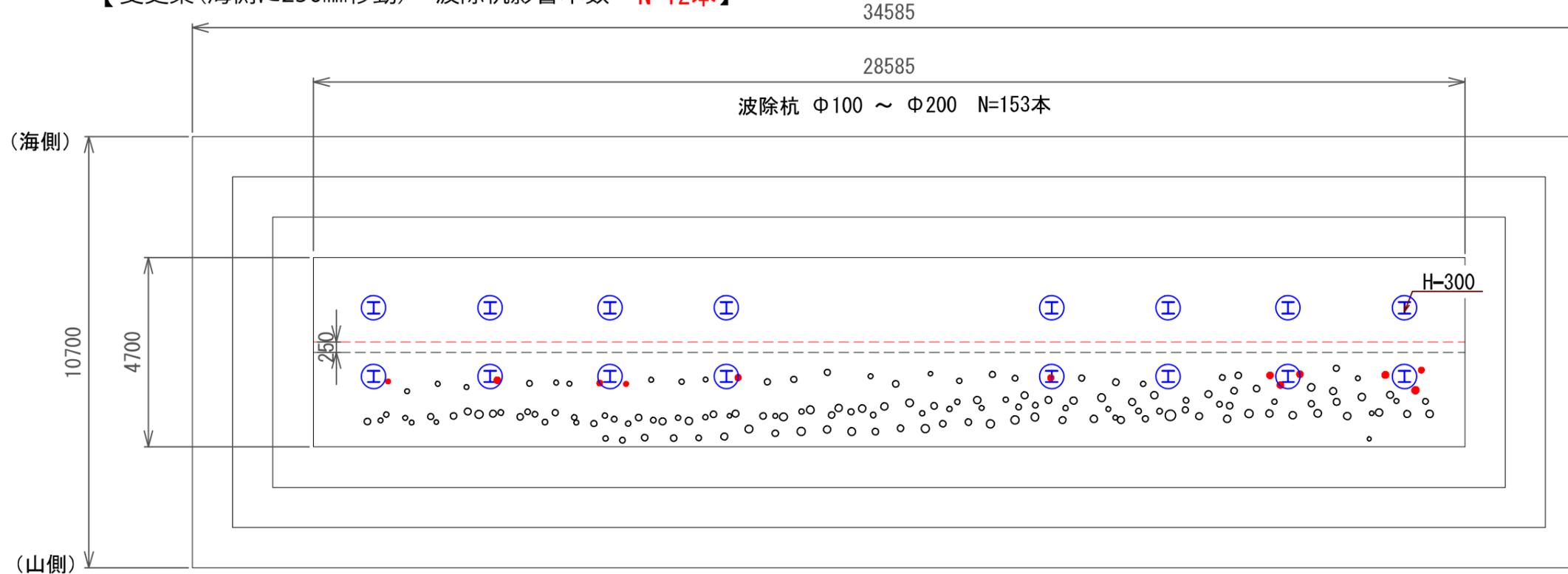
【検討経緯】

9/8~ 検出作業開始
 9/21~ 群杭位置測量
 ベント杭との支障確認
 設計検討

【検出結果】

検出された群杭:153本
 当初設計による支障:17本

【変更案(海側に250mm移動) 波除杭影響本数 N=12本】



【検討内容】

・橋梁上部工の構造的な理由から、ベント位置の変更は最大250mmとなる
 ・H鋼材を当初設計より小さくする(300mm未満)と、耐荷重の都合上、杭の本数を増やす必要があり、影響が大きくなる

【検討結果】

・ベント位置を海側に、変更可能な最大値である250mm移動
 ・設計変更後の支障:12本(当初17本)

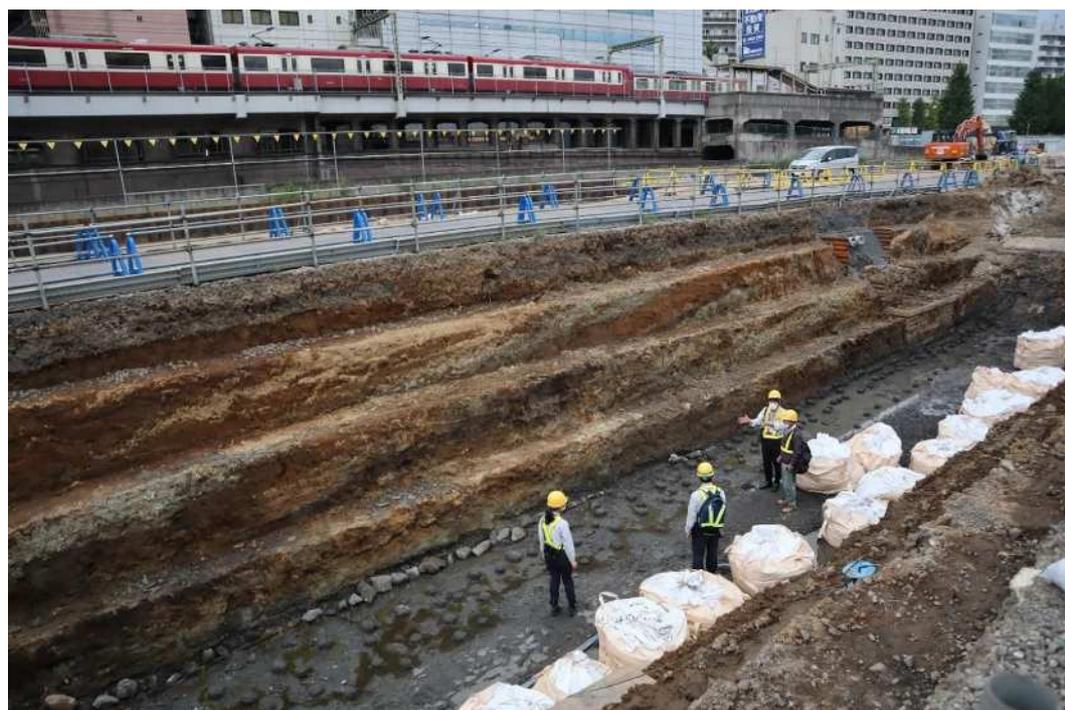
【今後の取扱い】

・支障する杭について、調査協定書を締結の上、記録保存を行う。
 ・支障しない杭は杭を被覆していた砂利層を戻し、なるべく原状に近い状態で土中保存する。

【環状第4号線仮ベント部の調査】



撮影日:2021年9月17日
左:群杭検出状況(南から)
下:西壁土層断面(南東から)



【資料4】

(5) 高輪築堤跡の発掘調査現場見学会の報告

1. 開催日時 令和3(2021)年9月19日(日) 9時30分～15時15分
2. 見学場所 高輪築堤跡(4街区、信号機跡付近)
3. 見学内容 発掘調査の過程で明らかとなった築堤の内部構造について、現地で遺構断面等を観察して解説を実施した。また、出土遺物として、双頭レール用チェア付き枕木のほか、双頭レール、汽車土瓶などを現地に陳列し、一般参加者とメディア等に公開した。
4. 主催 港区教育委員会
5. 協力 JR東日本
6. 参加者数・資格 130名(応募総数272件)・港区在住・在勤・在学者
7. 募集期間・告知方法 令和3年8月23日～9月6日・郷土歴史館HP・チラシ配布
8. 報道機関等 25名(14社)

NHK(9月19日昼のニュース報道)・TOKYO MX(9月19日18時のニュース報道)・東京新聞(9月20日朝刊掲載)・朝日新聞・共同通信・しんぶん赤旗・都政新報・熊本日日新聞・小学館・PHP研究所・建設コンサルタンツ協会・校友社・エリエイ・佐賀県立佐賀城本丸歴史館 委託撮影業者(11月12日～1月23日特別展「陸蒸気を海に通せ！」館内等で現地インタビュー等を放映予定)



石垣の解説



築堤断面の観察



出土遺物の解説



チェア付き枕木と双頭レール

【資料5】

(6) 調査概報の発行スケジュールについて

1. 題名
未定・調整中
2. 目的
国指定史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」のうち、高輪築堤の文化財的価値を広く一般に普及することを目的とする。
3. 内容
史跡指定に関する意見具申時に港区教育委員会が作成した『高輪築堤跡概要報告書』のを基に、令和3年5月までにわかった文献調査の内容や、99条に基づく検出調査の結果をまとめたもの。
※ 令和3年4月から実施中の本調査（記録保存調査）の成果を公表するものではありません。
4. 発行部数
A4判（60頁前後）、約1,000部を予定
5. スケジュール
令和4年1月に発行予定
・10月 原稿執筆、調整
・11～12月 編集、入稿、校正
・令和4年1月 印刷、発行
6. 頒布方法・価格等
未定・調整中

明治二十五年三月三十一日 日刊 (行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

- 本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件 (金融庁四六)
- 委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理すべき者を定めた件 (中央選挙管理会一一)
- 文化財を史跡に指定する件 (文部科学一五八)
- 著作権法第六十三条第五項に規定する文化庁長官が定める情報及び方法を定める件 (文化庁六一)
- 令和三年度における共同募金の実施期間を定める件 (厚生労働三三八)
- 令和四年度産あへんの収納価格を定める件 (同三三九)
- 令和四年度産けしの栽培区域及び栽培面積を定める件 (同三四〇)
- 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示 (経済産業二〇三)
- 高速自動車国道に関する件 (国土交通一二六六)
- 国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定した件 (同一二六七、一二七〇)
- 国土交通大臣が講習の実施機関を認定した件 (同一二七一、一二七二)

- 道路に関する件 (東北地方整備局一六八)
- 道路に関する件 (近畿地方整備局一五六、一五八)
- 道路に関する件 (北海道開発局一八九)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 カジノ管理委員会 法務省 環境省

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

国家試験

第十七回紛争解決手続代理業務試験の実施について (厚生労働省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第三条第二項の規定関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係

特殊法人等

料金の額及び徴収期間の変更 (東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社) 関係
会社その他

告 示

○金融庁告示第四十六号
金融商品取引法施行令 (昭和四十年政令第三百二十一号) 第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件 (平成十九年金融庁告示第九十号) の一部を次のように改正する。
令和三年九月十七日
金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下「対象規定」という。) は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	改正前
<p>(金融商品取引業者等)</p> <p>第一条 金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一〕百十八 略</p> <p>百十九 UBS Sumi TRUST</p> <p>ウエルス・マネジメント株式会社</p> <p>百二十 略</p>	<p>(金融商品取引業者等)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〕百十八 同上</p> <p>百十九 WJ V株式会社</p> <p>百二十 〔同上〕</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○中央選挙管理会告示第十二号

中央選挙管理会規程 (昭和二十七年中央選挙管理会告示第二号) 第三条の規定による委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理すべき者を、令和三年九月三日次のように定めたので告示する。

令和三年九月十七日

住

所

中央選挙管理会委員長 宮里 猛

長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢一三三一一四七一

小宮山洋子

○文部科学省告示第五十八号

文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百四十四号) 第九十九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和三年九月十七日

文部科学大臣 萩生田光一

上欄	中欄	下欄
名称 旧新橋停車場跡	所在地 東京都港区芝浦四丁目	名称 旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡
関係告示 昭和四十年文化財保護委員会告示第二十四号、平成八年文部省告示第二五号及び平成十二年文部省告示第三十九号	地 域 二一・二四のうちの実測九〇四平方メートル、二四番一の一のうちの実測三・五五平方メートル 一〇番一、四四のうちの実測三六・九二平方メートル、一〇番二、四七のうちの実測二〇七四・〇六平方メートル 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を東京都文化財担当部局及び港区文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する	

○文化庁告示第六十一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十三条第五項（同法第百三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同項に規定する文化庁長官が定める情報及び方法を次のように定める。

令和三年九月十七日

文化庁長官 都倉 俊一

（放送同時配信等の実施状況に関する情報）

第一条 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第六十三条第五項（法第百三条において準用する場合を含む。）に規定する文化庁長官が定める情報は、次に掲げるものの全てとする。

- 一 放送同時配信等が行われている放送番組又は有線放送番組の名称
- 二 前号の放送番組又は有線放送番組の放送、有線放送及び放送同時配信等の時間帯又は期間
- 三 第一号の放送番組又は有線放送番組の放送同時配信等を視聴することができるウェブサイト又はプログラムの名称

（放送同時配信等の実施状況に関する情報の公表の方法）

第二条 法第六十三条第五項に規定する文化庁長官が定める方法は、次のいずれかの方法とする。

- 一 放送事業者又は有線放送事業者のウェブサイトにおいて掲載する方法
- 二 放送事業者又は有線放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者のウェブサイトにおいて掲載された前条に規定する情報に係る送信元識別符号を、当該情報に係るものであることを明示して当該放送事業者又は有線放送事業者のウェブサイトにおいて掲載する方法

附則

この告示は、令和四年一月一日から施行する。

○厚生労働省告示第三百三十八号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十二条の規定に基づき、令和三年度における共同募金の実施期間を令和三年十月一日から令和四年三月三十一日までと定めたので、社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）第三十五条の規定に基づき、告示する。

令和三年九月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

○厚生労働省告示第三百三十九号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへの収納価格を、令和四年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十三万四

令和三年九月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

○厚生労働省告示第三百四十号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十一条の規定に基づき、令和三年十月一日から令和四年九月三十日までの期間における同条に規定する区域及び面積を次のように定めるので、同条の規定により告示する。

令和三年九月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

- 一 けし耕作者
栽培区域
栽培面積
なし
- 二 甲種研究栽培者
栽培区域
栽培面積
なし

- 北海道名寄市
四・五〇アール
- 茨城県つくば市
三・〇四アール
- 東京都小平市
一・五〇アール
- 長崎県長崎市
〇・一三アール
- 鹿児島県熊毛郡中種子町
〇・七五アール

○経済産業省告示第二三三三号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年九月十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一〇三十九 [略]	一〇三十九 [略]
四十 針なし注射器用アクチュエーターに用いる火工品（電気点火により、内蔵する火薬を燃焼させて圧力を発生させることにより針なし注射器用アクチュエーター内のピストンを押し出す構造のものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの	四十 針なし注射器用アクチュエーターに用いる火工品（電気点火により、内蔵する火薬を燃焼させて圧力を発生させることにより針なし注射器用アクチュエーター内のピストンを押し出す構造のものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの
イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一五〇グラム以下であること。	イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一五〇グラム以下であること。
ロ ケースはステンレス鋼その他の合金製であること。	ロ ケースはステンレス鋼その他の合金製であること。
ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。	ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。
ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。	ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。